

議 第 25 号

平成30年 3月28日提出

熊本市立野外教育施設条例施行規則の一部改正について

熊本市立野外教育施設条例施行規則の一部を次のように改正したいので議決を求め
る。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立野外教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市立野外教育施設条例施行規則（昭和53年教育委員会規則第10号）の一部
を次のように改正する。

第3条第1項中「自然の家」を「金峰山少年自然の家」に改め、同項第4号中
「自然の家」を「金峰山少年自然の家」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号
中「経由進達、申請、報告、照会、回答、通知及び許可並びに」を「経由、進達、申
請、報告、照会、回答、通知並びに許可及びその」に改め、同号を同項第5号とし、
同項第2号中「所管事業施行上の宣伝、広報」を「所管事業の実施に係る宣伝及び広
告」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加え、同条第2項
を削る。

- (2) 金峰山少年自然の家の所長の服務に関する事。
- (3) 定例的な所管事業の実施に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号）の規定に

準じた熊本市立金峰山少年自然の家の所長の専決事項の整備をする等のため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立野外教育施設条例施行規則（昭和53年教育委員会規則第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（職員）</p> <p>第2条 熊本市立野外教育施設（以下「野外教育施設」という。）に、所長その他必要な職員を置く。</p> <p>（専決）</p> <p>第3条 熊本市立金峰山少年自然の家（以下「<u>金峰山少年自然の家</u>」という。）の所長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。</p> <p><u>(2) 金峰山少年自然の家の所長の服務に関すること。</u></p> <p><u>(3) 定例的な所管事業の実施に関すること。</u></p> <p><u>(4) 定例による所管事業の実施に係る宣伝及び広告に関すること。</u></p> <p><u>(5) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答、通知並びに許可及びその取消しに関すること。</u></p> <p><u>(6) 金峰山少年自然の家の使用許可及びその取消しに関すること。</u></p> <p><u>【削る。】</u></p>	<p>（職員）</p> <p>第2条 熊本市立野外教育施設（以下「野外教育施設」という。）に、所長その他必要な職員を置く。</p> <p>（専決）</p> <p>第3条 熊本市立金峰山少年自然の家（以下「<u>自然の家</u>」という。）の所長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。</p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>(2) 定例による所管事業施行上の宣伝、広報に関すること。</u></p> <p><u>(3) 定例的な所管事務に係る経由進達、申請、報告、照会、回答、通知及び許可並びに取消しに関すること。</u></p> <p><u>(4) 自然の家の使用許可及びその取消しに関すること。</u></p> <p><u>2 自然の家の事務長は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号）第8条に規定する事項を専決することができる。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。